

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている 規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する 新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	千葉県	災害廃棄物の処分における産業廃棄物処分業者の処理施設の活用	災害廃棄物の処理について、産業廃棄物処分業者の全ての処理施設を活用可能とする。	廃棄物処理法（第15条の2の5）では、許可を受けた産業廃棄物処理施設に限り、事後届出により災害廃棄物の処理が可能としているが、許可を受けられる施設の種類及び品目が限定されている。 また、同法（第9条の3の3）には、市町村等が処理を委託する場合に処分業者が施設の設置を届け出ることによって災害廃棄物の処理を可能とする規定があるが、環境への影響調査や縦覧などの煩雑な手続きが必要とされている。	廃棄物処理法第15条の2の5 令和2年7月16日付け環境適発第2007161号・環境規発第2007162号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知 廃棄物処理法第9条の3の3 平成27年8月6日付け環廃対発第1508062号・環廃産発第1508061号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知	廃棄物処理法の産業廃棄物処分業許可を有する事業者が事業の用に供している全ての施設において、一般廃棄物処理施設の設置許可を受けずに事後届出により災害廃棄物の処理を可能とする。	環境省	千葉県の国家戦略特区提案の内容も踏まえ、災害時において、生活環境保全上の支障が生ずるおそれが少ない一般廃棄物処理施設の設置に関する手続を合理化し、当該施設の設置に要する期間を短縮するための規定を盛り込んだ廃棄物処理法の改正案を閣議決定し、第221回特別国会に提出したところである。 同改正案において第9条の3の3を改正し、非常災害廃棄物処理受託者等は、非常災害廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設（繊維くずの破碎施設その他の生活環境の保全上の支障が生ずるおそれの少ないものに限る。）を設置するためにその旨を都道府県知事に届け出る場合は、生活環境影響調査の結果を記載した書類の添付を省略することができるものとしている。 また、令和8年度中に、環境省HPにて公開している「廃棄物処理法第9条の3の3に係る災害廃棄物処理の特例措置における自治体の条例制定事例」を更新し、同法第9条の3の3及び第15条の2の5第2項で措置されている特例の活用事例を追加する。